

くらはし桂浜地区公共施設 指定管理者募集要項

平成26年7月

呉市 産業部 観光振興課
呉市 産業部 農林振興課
呉市 産業部 海事歴史科学館学芸課
呉市教育委員会 スポーツ振興課

くらはし桂浜地区公共施設指定管理者募集要項 目次

1	指定管理者制度導入の目的	1
2	指定管理者を募集する施設について	
(1)	くらはし桂浜温泉館	1
(2)	くらはし産業館万葉の里	2
(3)	倉橋農産加工センター	3
(4)	倉橋歴史民俗資料館	4
(5)	長門の造船歴史館	4
(6)	呉市倉橋テニス場	5
(7)	呉市倉橋グラウンド	6
(8)	呉市倉橋体育館	6
(9)	呉市くらはし温水プール(ウイングくらはし)	7
3	指定管理者の募集等について	
(1)	指定期間	8
(2)	指定管理者の行う業務	8
(3)	管理運営経費	9
(4)	応募資格	9
(5)	募集要項、仕様書等の配布場所及び配布期間	10
(6)	応募説明会	11
(7)	応募に関する質問	11
(8)	応募の手続	11
4	指定管理者の指定等について	
(1)	指定管理者の候補者の選定	13
(2)	指定管理者の指定及び協定等	14
(3)	指定管理開始に当たっての準備等	15
5	モニタリング等の実施	
(1)	モニタリングの実施	15
(2)	施設運営協議会の設置	16
(3)	利用者ニーズの把握	16
6	その他留意事項	
(1)	事業の継続が困難になった場合の措置	16
(2)	その他	16
7	問い合わせ先	17

くらはし桂浜地区公共施設指定管理者募集要項

呉市は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項、くらはし桂浜温泉館設置条例（平成17年呉市条例第37号。以下「温泉館条例」という。）第2条の2、くらはし産業館万葉の里設置条例（平成17年呉市条例第38号。以下「万葉の里条例」という。）第2条の2、ふるさと産品加工施設設置条例（平成15年呉市条例第29号。以下「加工施設条例」という。）第2条の2、呉市歴史民俗資料館設置条例（平成17年呉市条例第43号。以下「資料館条例」という。）第2条の2及び呉市スポーツ施設条例（平成17年呉市条例第118号。以下「スポーツ条例」という。）第2条の規定により、くらはし桂浜温泉館、くらはし産業館万葉の里、倉橋農産加工センター、倉橋歴史民俗資料館、長門の造船歴史館、呉市倉橋テニス場、呉市倉橋グラウンド、呉市倉橋体育館及び呉市くらはし温水プール（ウィングくらはし）の計9施設（以下これらの施設を総称して「くらはし桂浜地区公共施設」という。）の指定管理者を一括して募集します。

1 指定管理者制度導入の目的

指定管理者制度は、指定管理者に使用許可の権限など基本的な施設管理権が付与される制度であることから、民間事業者が有するノウハウを活用して、くらはし桂浜地区公共施設の魅力を更に引き出し、観光、農林水産業、スポーツ・レクリエーションの振興及び地域活性化の向上などに資するため、引き続き指定管理者制度を採用することとしました。

2 指定管理者を募集する施設について

(1) くらはし桂浜温泉館

所在地	広島県呉市倉橋町字前宮の浦431番地	[図1-1] くらはし桂浜地区公共施設位置図
概要	当該施設は、白砂青松の桂浜近くにあり、倉橋地区の観光の中核施設であり、神経痛、病後回復、筋肉痛、疲労回復などに効能のある良質な塩化物温泉であり、入浴、休憩、集会等に市内外から多数の利用者があります。なお、倉橋市民センター及び倉橋まちづくりセンターとの総合施設となっています。	
開設年月及び主要施設	1 温泉館棟（A棟・B棟） 開設年月日 平成10年4月 主要施設 A棟 1階 石の風呂（主浴槽、露天風呂） 2階 食堂 3階 海の風呂（主浴槽、露天風呂）	[図2-1] くらはし桂浜温泉館配置図

	<p>B棟 1階 石の風呂受付, バラエティーション ョップ 2階 なぎさホール 3階 海の風呂受付, 無料休憩室, カ フェ, 屋上庭園</p> <p>2 休憩室棟 開設年月 平成16年8月 主要施設 2階 無料休憩室 (なお1階は屋外駐車場, 貯湯槽)</p>	
施設の構造等	<p>1 温泉館棟 (A棟・B棟) 建物構造: 鉄筋コンクリート造, 3階建て 敷地面積: 8,527㎡ (倉橋まちづくりセン ター棟 (C棟・D棟・E棟), 休憩室棟 を含む) 建築面積: 1,882㎡ (倉橋まちづくりセン ター棟 (C棟・D棟・E棟)) 延べ面積: 2,061㎡ (温泉館棟A棟・B棟)</p> <p>2 休憩室棟 建物構造: 鉄骨造, 2階建て 建築面積: 170㎡ 延べ面積: 183㎡</p>	<p>[図2-2~13] くらはし桂 浜温泉館平面 図・断面図・立 面図 [図3-1~ 5] くらはし 桂浜温泉館休 憩室棟平面図 ・断面図・立面 図</p>
開館時間及び休館日	<p>開館時間: (1) 入浴施設 4月から11月まで 午前10時から午後10時 まで 12月から3月まで 午前10時から午後9時 30分まで (2) なぎさホール 午前9時から午後10時まで</p> <p>休館日: 1月1日から1月3日まで及び12月29日から12 月31日までの各期間を除く月曜日。ただし, 当該月曜 日が休日に当たるときは, その翌日とし, 当該翌日が休 日に当たるときは, その直後の休日でない日。</p> <p>※「休日」とは, 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号) に規定する休日をいう。以下同じ。</p>	

(2) くらはし産業館万葉の里

所在地	広島県呉市倉橋町字ゴクラク571番地の1	[図1-1] くらはし桂浜 地区公共施設 位置図
-----	----------------------	-----------------------------------

概要	当該施設は、白砂青松の桂浜近くにあり、倉橋桂浜地区の観光拠点であり、郷土料理の開発及び提供並びに人々の交流及びコミュニティの場の提供を行う施設です。	
開設年月及び主要施設	1 万葉の里 開設年月 平成4年4月 主要施設 レストラン、和室、厨房 2 万葉の里トイレ 開設年月 平成4年4月 主要施設 公衆用トイレ	[図4-1] くらはし産業館万葉の里及びトイレ配置図
施設の構造等	1 万葉の里 建物構造：木造、平屋建て 敷地面積：3,973㎡（万葉の里、万葉の里トイレを含む。） 建築面積：246㎡ 延べ面積：246㎡ 2 万葉の里トイレ 建物構造：鉄筋コンクリート造、平屋建て 建築面積：24㎡ 延べ面積：24㎡	[図4-2～6]くらはし産業館万葉の里平面図・断面図・立面図
開館時間及び休館日	開館時間：午前11時30分から午後9時30分まで 休館日：1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日までの各期間を除く月曜日。ただし、当該月曜日が休日に当たるときは、その翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは、その直後の休日でない日。	

(3) 倉橋農産加工センター

所在地	広島県呉市倉橋町字ゴクラク563番地	[図1-1] くらはし桂浜地区公共施設位置図
概要	当該施設は、農林水産業の活性化及び振興を図るとともに、地域の活性化及び市民福祉の増進に寄与するための施設として設置として利用されています。	
開設年月及び主要施設	開設年月 平成6年3月16日 主要施設 菓子加工室、ソース加工室、うどん加工室	[図5-1] 倉橋農産加工センター配置図
施設の構造等	建物構造：木造、平屋建て 敷地面積：1,204.00㎡ 建築面積：119.87㎡ 延べ面積：119.87㎡	[図5-2～6]倉橋農産加工センター平面図・立面図

開所時間及び休所日	<p>開所時間：午前9時から午後10時まで ただし、当日午後5時以降の利用希望がない時は、午後5時までとする。</p> <p>休所日：(1) 月曜日（休日に当たるときは、その翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは、その直後の休日でない日とする。） (2) 1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで</p>
-----------	--

(4) 倉橋歴史民俗資料館

所在地	広島県呉市倉橋町字前宮の浦440番地	[図1-1] くらはし桂浜地区公共施設位置図
概要	当該施設は、倉橋町の歴史と文化を紹介する資料館として設置されたものです。倉橋島と海の関わりを示す資料として、ナウマンゾウの化石や漁具等を展示するほか、島の農具や民具等の展示、民俗資料の収蔵も行います。	
開設年月及び主要施設	<p>開設年月 昭和58年4月</p> <p>主要施設 1階 事務室，展示室（1室），トイレ，倉庫 2階 展示室（1室），収蔵庫，特別収蔵庫</p>	
施設の構造等	<p>建物構造：鉄筋コンクリート造，地上2階建て</p> <p>敷地面積：3,193.01㎡</p> <p>建築面積：270.92㎡</p> <p>延べ面積：306.42㎡</p>	[図6-1～5]倉橋歴史民俗資料館平面図・断面図・立面図
開館時間及び休館日	<p>開館時間：午前9時から午後4時30分まで</p> <p>休館日：(1) 月曜日（休日に当たるときは、その翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは、その直後の休日でない日とする。） (2) 1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで</p>	

(5) 長門の造船歴史館

所在地	広島県呉市倉橋町字前宮の浦川東171番地の7	[図1-1] くらはし桂浜地区公共施設位置図
-----	------------------------	---------------------------

概要	当該施設は、倉橋歴史民俗資料館から造船部門を特化させ、実物大の遣唐使船模型をメインに、古代から現在までの木造船の模型や造船所のジオラマを展示しています。	
開設年月及び主要施設	開設年月 平成4年7月 主要施設 長門の造船歴史館 1階 事務室，展示室(2室)，トイレ，資料室 2階 展示室(2室) 3階 展示室(1室)，展望ラウンジ 【付属施設】 厳島神社管絃祭御座船保存施設（倉橋町字前宮の浦429番地）	
施設の構造等	長門の造船歴史館 建物構造：鉄筋コンクリート造，地上2階建て 敷地面積：1,338.98㎡ （才の木浦自治会の借地を含む） 建築面積：927.26㎡ 延べ面積：1,200.05㎡ 【付属施設】 厳島神社管絃祭御座船保存施設 建物構造：木造，平屋建て 敷地面積：802㎡ （倉橋西部漁業協同組合からの借地） 建築面積：86㎡	[図7-1～8]長門の造船歴史館平面図・断面図・立面図
開館時間及び休館日	開館時間：午前9時から午後4時30分まで 休館日：(1)月曜日（休日に当たるときは，その翌日とし，当該翌日が休日に当たるときは，その直後の休日でない日とする。） (2)1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで	

(6) 呉市倉橋テニスコート

所在地	広島県呉市倉橋町字宮の浦地内（445番地，450番地ほか）	[図1-1]くらはし桂浜地区公共施設位置図
概要	当該施設は，白砂青松の桂浜近くにあり，倉橋地区唯一のテニスコートです。	

開設年月及び主要施設	開設年月 昭和57年4月(平成8年改修) 主要施設 グリーンサンドコート2面, 夜間照明4基, 藤棚, 駐車場62台(呉市倉橋体育館及び呉市くらはし温水プール(ウイングくらはし)と共用)	
施設の構造等	敷地面積: 1,974m ² グラウンド面積: 1,494m ²	[図8]倉橋テニス場平面図
使用時間及び休館日	使用時間: 午前9時から午後9時まで 休館日: 1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで	

(7) 呉市倉橋グラウンド

所在地	広島県呉市倉橋町字石休地内(235番地ほか)	[図1-2]倉橋グラウンド位置図
概要	当該施設は, 火山の中腹, 宇和木峠にあり, 倉橋地区の屋外スポーツの拠点であり, ソフトボール(一般・少年)等で活用されています。	
開設年月及び主要施設	開設年月 昭和56年10月 主要施設 多目的グラウンド(少年ソフトボール4面・サッカー1面), 夜間照明8基, グラウンドベンチ2か所, 管理室・便所・倉庫(鉄筋コンクリート造, 1階建て), プレハブ倉庫, 観覧席 駐車場33台	
施設の構造等	グラウンド面積: 42,156m ²	[図9]倉橋グラウンド平面図
使用時間及び休館日	開場時間: 午前9時から午後9時まで 休館日: 1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで	

(8) 呉市倉橋体育館

所在地	広島県呉市倉橋町字ゴクラク539番地の1	[図1-1]くらはし桂浜地区公共施設位置図
概要	当該施設は, 白砂青松の桂浜近くにあり, 倉橋地区の屋内スポーツの拠点であり, 地区内外から多数の利用者があります。呉市くらはし温水プール(ウイングくらはし)は, 隣接する施設であり, エントランスは共用となっています。	

開設年月及び主要施設	開設年月 平成2年4月 主要施設 1階 アリーナ1, 462㎡(43m×34m), ステージ, シャワー室, 更衣室, トレーニング室, 便所, 放送室, 器具庫, 玄関ホール, 会議室, 管理室 2階 観覧席493席, 便所, 放送室・電気室	[図10-1] 倉橋体育館, くらはし温水プール配置図
施設の構造等	建物構造: 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造, 地上2階建て 敷地面積: 9,754㎡(呉市くらはし温水プール(ウイングくらはし)の敷地を含む。) 建築面積: 2,830㎡ 延べ面積: 3,079㎡	[図10-2~3]倉橋体育館平面図 [図10-7~8]倉橋体育館, くらはし温水プール立面図
使用時間及び休館日	使用時間: 午前9時から午後9時まで 休館日: (1) 月曜日(休日に当たるときは, その翌日とし, 当該翌日が休日に当たるときは, その直後の休日でない日とする。) (2) 1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで	

(9) 呉市くらはし温水プール(ウイングくらはし)

所在地	広島県呉市倉橋町字ゴクラク550番地	[図1-1] くらはし桂浜地区公共施設位置図
概要	当該施設は, 白砂青松の桂浜近くにあり, 倉橋地区で唯一の屋内温水プールであり, 地区内外から多数の利用者があります。コミュニティプール等もあり, 体力の維持・向上とともにリラクゼーションにも利用されています。	
開設年月及び主要施設	開設年月 平成15年3月 主要施設 地下1階 身体障害者エントランス, 機械室, ボイラー室 1階 25mプール(25m×9.2m(5コース), 水深0~1.5m可動式), 幼児プール, コミュニティプール, ジャグジー, 便所, 更衣室, シャワー室, 採暖室, 管理・監視室 2階 トレーニングルーム, 通路・デッキ	[図10-1] 倉橋体育館, くらはし温水プール配置図

施設の構造等	建物構造：鉄骨コンクリート造，地下1階・地上2階建て 敷地面積：9,754㎡(呉市倉橋体育館の敷地を含む。) 建築面積：1,086㎡ 延べ面積：1,504㎡	[図10-4～6]くらはし温水プール平面図 図10-7～8]倉橋体育館，くらはし温水プール立面図
使用時間及び休館日	使用時間：午前9時から午後9時まで 休館日：(1)月曜日(休日に当たるときは，その翌日とし，当該翌日が休日に当たるときは，その直後の休日でない日とする。) (2)1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで	

3 指定管理者の募集等について

(1) 指定期間

指定期間は，平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間です。ただし，地方自治法第244条の2第11項の規定により，くらはし桂浜地区公共施設の管理の適正を期するため行った必要な指示に指定管理者が従わないとき，又はその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認める場合は，その指定の取り消し，又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じる場合があります。

(2) 指定管理者の行う業務

ア くらはし桂浜地区公共施設の維持及び管理に関する業務

イ くらはし桂浜地区公共施設の利用の促進に関する業務

ウ 次に掲げる事業に関する業務

(ア) 入浴又は休憩のための施設の提供に関する事業

(イ) 集会のための会場の提供に関する事業

(ウ) 人々の交流及びコミュニティの場の提供に関する事業

(エ) 郷土料理の開発及び提供に関する事業

(オ) 製品の加工その他の農林水産業振興に関する事業

(カ) 市民と農林水産業との交流，触れ合い活動に関する事業

(キ) 郷土の歴史，民俗，美術，産業，自然科学等に関する資料(収集資料，寄託資料並びに借用資料及び展示資料を含む。)の保管に関する事業

(ク) 資料についての情報の発信に関する事業

(ケ) スポーツ・レクリエーションの振興に関する事業

エ くらはし桂浜地区公共施設の各9施設それぞれの使用の許可に関する業務

オ 上記の業務に付随する業務

※ 詳細については，くらはし桂浜地区公共施設共通業務仕様書(以下「共通仕様書」という。)及びくらはし桂浜地区公共施設施設別業務仕様書(以下「施設別仕様書」という。)を参照してください。

(3) 管理運営経費

くらはし桂浜地区公共施設の管理運営に要するすべての費用は、原則として、利用料金及びその他の収入並びに呉市からの指定管理料をもって充てるものとします。

ア 利用料金

(ア) 利用料金の設定

温泉館条例第7条の2，加工施設条例第6条の2，資料館条例第5条の2，スポーツ条例第11条に規定する利用料金は、指定管理者の収入とします。指定管理者は、各条例に定める額の範囲内で、利用料金を設定することができます。なお、当該設定に当たっては、事前に呉市長の承認が必要となります。

(イ) 利用料金の減免

呉市長が定める減免基準に該当する利用については、利用料金を減免していただきます。

イ 管理運営に係る指定管理料

呉市は、毎年度の予算の範囲内において、指定管理者に指定管理料を支払います。また、指定管理料には、人件費、管理費（消耗品費、光熱水費、修繕費（大規模なものを除く。）、通信運搬費、保険料、委託費等）、公課費などを含むものとします。なお、指定管理料の具体的な額や支払方法については、協議の上、年度ごとに協定で定めるものとします。

ウ 利用料金等の取扱い

指定管理者の経営努力により利用料金収入等の収益の一部を呉市に納付することもできます。割合又は額については、応募者において、事業計画書及び収支計画書により提案してください。

指定管理料については、年度末の精算は、原則として行いません。従って、不足が生じた場合、指定管理料を増額することはなく、余剰が発生した場合も、指定管理料を減額することはありません。

ただし、事業計画や仕様書の変更等により、協議の上、指定管理料を変更することがあります。

なお、前指定管理者が平成27年3月31日以前に収納した当該指定期間内の施設利用等に係る利用料金については、前指定管理者の収入とします。

(4) 応募資格

ア 団体であること（法人格の有無は問いませんが、個人での申請はできません。）。

イ くらはし桂浜地区公共施設のサービス向上又は効率的運営を図る上で必要な場合は、複数の団体（以下「共同体」という。）との共同による申請ができます。この場合、次の事項に留意してください。

(ア) 共同体の適切な名称を設定し、代表となる団体を選定してください。

(イ) 当該共同体の構成員は、単独又は別の共同体の構成員となつてくらはし桂浜地区公共施設の指定管理者に係る指定の申請をすることはできません。

ウ 呉市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成18呉市規則第1号）第2条各号に掲げる欠格事項に該当しないこと。

【呉市公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例施行規則（抜粋）】
（欠格事項）

第2条 市長は、条例第2条に規定する団体が次の各号のいずれかに該当するときは、当該団体については、条例第3条の規定による指定管理者（条例第1条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の候補者としての選定をし、又は指定管理者としての指定をしない。

(1) 当該団体の責めに帰すべき事由により本市又は他の普通地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、その取消しの日から4年を経過しない団体

(2) 当該団体の役員（法人でない団体にあつては、当該団体の代表者）のうち次のいずれかに該当する者がある団体

ア 公の施設の管理を行うために必要な契約等を締結する行為能力を有しない者

イ 破産者で復権を得ないもの

ウ 市税及び県民税の滞納がある者

エ 市における指定管理者の指定の手續において、その公平な手續を妨げた者又は不正な利益を得るために連合した者

オ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

カ 市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

(3) 破産手續開始の決定を受けた法人又は清算法人

(4) 法人市民税、消費税及び地方消費税について滞納がある団体

(5) 呉市議会の議員、市長、副市長又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の5第1項及び第3項の規定により市に設置する委員会の委員若しくは委員が、取締役、監査役、支配人、理事又はこれらに準じる者の地位にある法人（市が資本金、基本金その他これらに準じるものの2分の1以上を出資している法人又は公共的団体を除く。）

エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、呉市における一般競争入札の参加を制限されていないこと。

※ 申請することができるのは、1団体につき1申請とします（共同体による申請も1申請とします。）。

(5) 募集要項、仕様書等の配布場所及び配布期間

ア 配布場所

呉市教育委員会スポーツ振興課

〒737-8509 呉市中央6丁目2番9号 つばき会館3階

電話番号 0823-25-3471

ファクシミリ番号 0823-24-9807

メールアドレス sports@city.kure.lg.jp

イ 配布期間

平成26年7月16日（水）から平成26年8月15日（金）までの午前8時30分から午後5時15分まで（土日祝日を除く。）

なお、募集要項は、呉市のホームページからダウンロードすることができます。

(6) 応募説明会

募集要項及び仕様書等について、次の日程で応募説明会を開催します。応募説明会への参加を希望される場合は、平成26年7月22日（火）午後5時15分までに、指定様式（様式第5号）に、必要事項を記入の上、郵送、ファクシミリ又は電子メールにより、(5)アに定める配布場所あてにお送りください。

ア 開催予定日時 平成26年7月23日（水）午後2時から午後4時まで

イ 開催予定場所 呉市倉橋体育館

(7) 応募に関する質問

募集要項及び仕様書等に関する質問を次のとおり受け付けます。

ア 受付期間

平成26年7月16日（水）の午前8時30分から平成26年8月8日（金）午後5時15分まで（土日祝日を除く。）

イ 質問方法

指定様式（様式第6号）を電子メールにより送信してください。なお、伝達の不備や混乱を回避するため、電話、口頭、ファクシミリ等による質問には応じられません。

ウ 回答方法

質問に関する回答は、この募集要項等を配布したすべての者に対して電子メールにより行います。

質問からおおむね3開庁日以内に随時回答しますが、内容によっては、時間を要する場合があります。

(8) 応募の手続

申請を希望する団体は、次に掲げる書類を提出してください。

ア 提出書類

(ア) 指定管理者指定申請書（様式第1号）

(イ) 団体概要（様式第2-1号）

共同体での応募の場合は、次の書類も提出してください。

a 共同体構成届出書（様式第2-2号）

b 共同体協定書（様式第2-3号）の写し

c 共同体委任状（様式第2-4号）

(ウ) くらはし桂浜地区公共施設の事業計画書

a 利用者の平等な利用の確保（様式第3-1号）

b 施設の適切な維持管理

(a) 施設の維持管理について（様式第3-2号）

(b) 災害時、緊急時等の体制について（様式第3-3号）

c 管理経費の縮減

(a) 収支計画の策定の考え方について（様式第3-4号）

(b) 経費縮減努力の考え方について（様式第3-5号）

d 施設の利用促進

(a) 事業・営業・広報等について（様式第3-6号）

(b) 利用者等からの苦情等の対応について（様式第3-7号）

- e 安定的な管理
 - (a) 職員の配置について（様式第3-8号）
 - (b) 職員配置計画（様式第3-9号）
 - (c) 職員の研修計画について（様式第3-10号）
 - (d) 個人情報保護、情報管理について（様式第3-11号）
- (エ) くらはし桂浜地区公共施設の収支計画書（様式第4-1号, 4-2号, 4-3号）
- (オ) その他応募に必要な書類
 - a 定款、寄付行為、規約その他これらに準じる書類
 - b 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては、代表者の住民票の写し（発行後3か月以内のものに限る。）
 - c 申請をする日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書
 - d 過去2年間の財務書類（貸借対照表、損益計算書、事業報告書、利益処分計算書、財産目録その他経営の状況を明らかにする書類）
 - e 役員名簿（申請書提出日現在のもの）
 - f 呉市に納付すべき市税に係る滞納がないことを証明する書類（当該法人及び役員のもの。平成26年7月16日（水）以降に発行されたものに限る。）
 - g 印鑑証明書

イ 提出部数

提出部数は、正本1部、副本15部（複写可）とします。（副本のうち1部は、審査事務の都合上、コピーが可能なように製本等をせずに提出してください。また、電子データも併せて提出してください。）

ウ 提出場所

3(5)アの配布場所と同じ。

エ 提出期間

平成26年7月16日（水）から平成26年8月15日（金）までの午前8時30分から午後5時15分まで（土日祝日を除く。）

オ 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、書留とし、平成26年8月15日（金）午後5時15分必着とします。）

カ 留意事項

- (ア) 指定申請書等は、日本工業規格のA4サイズとします。ただし、官公署の発行する証明書等やむを得ないものについては、上記以外でも認めます。
- (イ) 共同体での応募の場合、3(8)ア(オ)の提出書類については、構成員ごとに提出してください。
- (ウ) 応募に要する費用は、すべて応募団体の負担とします。
- (エ) 提出された指定申請書等の著作権は、応募団体に帰属しますが、呉市は、指定管理者の公表等必要な場合は、指定申請書等の内容の全部又は一部を複製し、使用できるものとします。なお、提出された書類は返却しません。
- (オ) 必要に応じ追加資料の提出をお願いすることがあります。
- (カ) 提出された書類は、情報公開の請求により開示する場合があります。
- (キ) 提出期限後の提出書類の再提出及び差し替えは、原則認めません。
- (ク) 観光振興課、農林振興課、海事歴史科学館学芸課及びスポーツ振興課の職員その他本件関係者に対して、本件提案に関しての接触を禁じます。なお、接触の事実が

認められた場合には失格となることがあります。

(ク) 指定申請書等の提出後に辞退をする場合は、辞退届（様式第7号）を提出してください。

4 指定管理者の指定等について

(1) 指定管理者の候補者の選定

ア 候補者の選定方法

呉市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年呉市条例第82号）第3条の規定により、指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）による提案内容等の審査に基づき、指定管理者の候補者を1者選定します。なお、審査の結果、候補者として適した者がいないと認める場合には、候補者を選定しない場合もあります。

イ ヒアリング

選定委員会は、必要に応じて申請者に対するヒアリング等を実施します。この場合の実施日時等については、別途通知します。

ウ 選定基準

選 定 基 準	配 点
【利用者の平等な利用の確保】 くらはし桂浜地区公共施設の利用者の平等な利用が図られるものであること及び利用者に対するサービスの向上が図られるものであること。 （評価の視点） ・ 公の施設として市民等の平等な利用が図られる内容となっているか。 ・ 不当な利用制限項目はないか。 ・ 特定の者のみに有利な利用形態となっていないか。	適・否 ※否は失格
【施設の適切な維持管理】 くらはし桂浜地区公共施設の適切な維持管理が図られるものであること。 （評価の視点） ・ 適正かつ確実に維持管理を行う内容となっているか。 ・ 災害時や緊急時等の適切な対応がとれる体制となっているか。	適・否 ※否は失格
【管理経費の縮減】 くらはし桂浜地区公共施設の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。 （評価の視点） ・ 提案額が適正な管理に支障を来すおそれのないものか。 ・ 管理経費の縮減のための工夫がなされているか。 ・ 事業計画と収支計画の整合性がとれているか。	30
【施設の利用促進】 くらはし桂浜地区公共施設の利用促進が図られるものであり、かつ、具体性・現実性があること。 （評価の視点）	40

<ul style="list-style-type: none"> ・利用者のニーズを把握し、質の高いサービスの提供を実現させる内容となっているか。 ・効果的な事業・営業・広報等を行うことができるか。 ・利用者等からのクレーム対応は適切か。 ・施設の特徴を活かした、斬新さや独自性のある魅力的な提案がなされているか。 ・運営全般について、市民協働を意識した取組みがなされているか。 ・雇用や発注などにおいて、地域との連携や貢献が意識されているか。 	
<p>【安定的な管理】 くらはし桂浜地区公共施設の管理を安定して行う能力を有するものであること。</p> <p>(評価の視点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営基盤が安定し、計画に沿った管理運営を行う能力を有しているか。 ・安定した管理が行える管理責任者及び人数が配置されているか。 ・運営に必要な又は望ましい専門職種等が適切に配置されているか。 ・事故防止及び緊急事態に対応可能な安全管理体制になっているか。 ・個人情報等の情報管理について適切な対応がとれる体制となっているか。 	30

※ 申請者が1者の場合は、各基準について、その適否を審査します。

エ 選定結果の通知及び公表

選定結果については、すべての応募団体に対して文書で通知するとともに、呉市のホームページ等において、応募団体の名称等も公表します。

なお、公表までの間、応募団体名及び応募団体数、選定結果等についての問い合わせには、一切応じません。また、選定委員会の会議は非公開とし、選定結果に係る質問及び異議については受け付けません。

オ 選定の除外

応募団体が次の要件に該当する場合は、選定対象から除外します。

- (ア) 申請書類等に虚偽、不正又は不備があった場合
- (イ) 募集要項に違反し、又は逸脱した場合
- (ウ) 提出期限を超過した後に申請書類が提出された場合
- (エ) その他不正な行為があった場合

(2) 指定管理者の指定及び協定等

ア 指定管理者の指定

指定管理者の候補者に選定された団体を指定管理者として指定する議案を、自治法第244条の2第6項の規定により呉市議会に提案し、当該議決後に指定管理者として正式に指定します。

なお、呉市議会において否決された場合には、指定できません。この場合において、呉市は損害賠償等の責任は、一切負いません。

イ 協定の締結

指定管理者の指定後、呉市と指定管理者との間で指定期間中の基本的な事項を定めた「基本協定」及び年度ごとの事業実施に係る事項を定めた「年度協定」の締結を行います。

ウ 指定後の留意事項

協定締結の前後を問わず、指定管理者が次の事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないか、又は解除することがあります。その際、呉市は損害賠償等の責任は、一切負いません。

(ア) 資金事情の悪化等により、事業の履行が困難になったと認められるとき。

(イ) 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

エ 責任分担の考え方

呉市と指定管理者との責任分担の詳細については、別途締結する協定書で定めませんが、基本方針については次のとおりとします。

項 目	指定管理者	呉 市
施設の管理 (受付, 案内, 警備, 広報, 苦情対応等)	◎	
施設, 設備, 備品の維持管理 (清掃, 施設保守点検, 設備等法定点検, 補修・修繕, 安全衛生管理, 光熱水費の負担等)	◎	
災害時対応 (連絡体制確保, 被害調査・報告, 応急措置等)	◎	○ (指示等)
災害復旧 (本格復旧)	○	◎
施設の使用許可	◎ (目的外使用許可を除く。)	○ (目的外使用許可等)
施設の整備, 改修	○ (小規模改修)	◎ (大規模改修)
建物火災保険の加入		◎ (建物総合損害共済)
施設全般の管理, 運営に必要な保険の加入	◎	
包括的管理責任	○ (第一次的な管理責任)	◎
物価・金利変動 (物価・金利の変動に伴う人件費, 物品費等の経費増)	◎	
周辺地域・住民及び施設利用者への対応	◎	

(3) 指定管理開始に当たっての準備等

指定管理者の候補者は、自己の責任と費用負担において、平成27年4月1日から円滑に指定管理に係る業務を遂行できるように、人的及び物的体制を整えてください。

5 モニタリング等の実施

(1) モニタリングの実施

呉市は指定管理業務の実施状況を把握し、良好な管理状況を確保するため、指定管理者が管理基準に沿った運営を行っているか、事業計画で示した業務を履行しているか等について、モニタリングを実施します。

(2) 施設運営協議会の設置

指定管理者は、呉市と指定管理者において情報の共有化や課題解決に向けた連携を深めるため、(仮称)施設運営協議会を設置し、定期的に連絡会議を開催することとします。

(3) 利用者ニーズの把握

指定管理者は、利用者満足度調査などを実施し、利用者ニーズの把握に努めることとします。

6 その他留意事項

(1) 事業の継続が困難になった場合の措置

ア 指定管理者の責めに帰すべき事由により管理が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合には、呉市は指定管理者に改善勧告を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めることができます。この場合において、指定管理者が当該期間内に改善することができなかつた場合には、呉市は指定管理者の指定を取り消すことができます。

イ 指定管理者が倒産し、又は指定管理者の財務状況が著しく悪化したことにより、指定に基づく管理の継続が困難と認められる場合には、呉市は指定管理者の指定を取り消すことができます。

ウ ア又はイにより指定管理者の指定を取り消された場合には、指定管理者は呉市に生じた損害を賠償しなければなりません。

エ 不可抗力その他呉市又は指定管理者の責めに帰すことができない事由により管理の継続が困難になった場合には、呉市と指定管理者は管理継続の可否について協議することとします。

オ 前記に規定するもののほか、管理の継続が困難になった場合の措置については、協定で定めます。

(2) その他

ア 指定管理者が行う業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。

イ くらはし桂浜地区公共施設の各9施設に係る条例及び施行規則その他の関係法令等の規定に基づき、適正にくらはし桂浜地区公共施設の運営を行ってください。

ウ 呉市個人情報保護条例(平成19年呉市条例第2号)の規定に基づき、個人情報の保護を徹底してください。

エ 呉市情報公開条例(平成11年呉市条例第1号)の規定に基づき、情報の適正な公開を行ってください。

オ 前指定管理者が平成27年3月31日以前に受け付け、使用の許可を行った指定期間内の施設使用については、適正に引き継いでください。

カ 呉市と連携を図りながら、くらはし桂浜地区公共施設の運営を行ってください。

7 問い合わせ先

上記のほか、本件に関する質問等がある場合は、次までお問い合わせください。
呉市教育委員会スポーツ振興課

〒737-8509 広島県呉市中央6丁目2番9号 つばき会館3階

電話番号 0823-25-3471

ファクシミリ番号 0823-24-9807

メールアドレス sports@city.kure.lg.jp